

写

資料番号
No. 1

厚生労働省発基安第0409001号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成19年4月9日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

(別紙)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇入時の健康診断及び定期健康診断の項目について、次のように改めること。

一 腹囲の検査を追加すること。

二 血清総コレステロールの量の検査に代えて、低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査を定めること。

第二 施行期日等

一 この省令は、平成二十年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。